

## お詫び

平成29年3月28日、入院患者の一部の方に対して提供している療養介護サービス事業について、療養介護サービス事業者の監督者である京都市よりサービス利用者に対する当院職員の発言等が心理的虐待等と認定されました。

療養介護サービスを提供する事業所として、このような事態を招いたことについて深く反省し、利用者をはじめ、関係の皆様方に対して心からお詫び申し上げます。

また、当院として当該行為が心理的虐待等であるとの認識が不十分であり、徹底した再発防止に取り組むことができていなかったこと等から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第50条第1項第2号及び第4号に基づき、指定療養介護事業者の指定の効力の一部停止（新規利用者の受入3箇月停止）の行政処分及び同法第49条第4項により改善勧告を京都市から受けたところです。

併せて、当院に対する行政処分等の内容が京都市のホームページ上で公表されました。

今般の行政処分を受けて、平成29年3月28日～平成29年6月27日の間、療養介護サービス事業による新規利用者の方をお受けできなくなります。

関係者の皆様方には、ご迷惑をおかけすることを重ねてお詫び申し上げます。

当院といたしましては、京都市からの行政処分等を重く受け止め、再発防止に全力で取り組み、信頼回復に努めて参る所存です。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

平成29年3月28日

独立行政法人国立病院機構宇多野病院

院長 杉山 博